

承認第6号の資料

「寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の改正要旨

税目	条 項	条 例 見 出 し	改 正 要 旨	改 正 前	改 正 後
国民健康保険税	第3条	課税額	子ども・子育て支援納付金課税額の創設、及び課税限度額の設定	—	3万円
			基礎課税限度額の改正	66万円	67万円
	第10条の4	国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額	子ども・子育て支援納付金課税額の設定 (所得割額の税率)	—	100分の0.29
	第10条の5	国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額	子ども・子育て支援納付金課税額の設定 (均等割額)	—	1,300円
	第10条の6	18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額	子ども・子育て支援納付金課税額の設定 (18歳以上均等割額)	—	100円
	第10条の7	国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額	子ども・子育て支援納付金課税額の設定 (世帯別平等割額)	—	800円
	第11条	国民健康保険税の減額	基礎課税限度額の改正	66万円	67万円
			子ども・子育て支援納付金課税限度額の創設	—	3万円
			軽減判定所得基準額の改正 (5割軽減)	30.5万円	31万円
			軽減判定所得基準額の改正 (2割軽減)	56万円	57万円
			18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額均等割額の10割軽減	—	創設
	附則 第4項 ～14項 (第6項を除く)	(略)	子ども・子育て支援納付金課税額の創設に伴う 所要の改正 (課税の特例)	—	「第10条の4」(子ども分の所得割額)を追記